

○来館による協力貸出し実施要領

（目的）

第1条 この要領は、岡山県立図書館利用規程第22条第2項の規定により、来館による協力貸出しの手続きについて定める。

（対象施設）

第2条 来館による協力貸出しの対象施設は次のとおりとする。

- （1）県内の学校(学校教育法第1条に規定する学校をいう。)に附属する図書館又は図書室
- （2）その他館長が適当と認めるもの

（貸出申し込み）

第3条 貸出申し込みは来館によるものとする。

- 2 貸出申し込みをする者は、原則として対象施設の図書館又は図書室担当者とする。
- 3 同じ主題の資料を大量に貸出申し込みしようとする場合は、事前に県立図書館の担当部門と協議することとする。

（貸出手続き）

第4条 県立図書館内で選定した資料は、抜き取って図書・雑誌は総合カウンター又は児童カウンターへ、視聴覚資料はAVカウンターへ持ち込み、貸出処理を受ける。その際、対象施設の図書館又は図書室担当者であることを証明するものを係員に提示するものとする。

（返却）

第5条 図書・雑誌の返却は、県立図書館総合カウンター又は児童カウンターで、視聴覚資料はAVカウンターで行うほか、開館時間外にあっては、大型本及び紙芝居を除く資料は、県立図書館のブックポストへ返却することができる。

（資料の利用）

第6条 貸出冊数、貸出期間は「利用規程第8条別表」に定める。

2 前項に定めるほか、資料の利用は岡山県立図書館利用規程による。

附 則

1 この要領は、平成21年12月13日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年2月9日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成29年3月22日から施行する。